

11. 住 宅

■市営住宅のあき家入居者募集時の優先的な取扱い

窓口 市営住宅管理室 TEL20-3205 FAX 28-4777

市営住宅では、原則、5月・8月・11月・2月の年4回、あき家の入居者を募集します。

募集の際は、優先入居住宅と一般入居住宅とに分けて募集受付します。

なお、優先入居住宅と一般入居住宅を重複して申し込むことはできません。

1 優先入居住宅

以下の条件に該当される方は優先入居住宅への入居の申込みができます。住宅困窮度評価表により住宅困窮度の上位の方から入居予定者となりますが、入居を決定するものではありません。同得点の場合は優先入居項目において、点数が高い方から入居予定者となります。優先入居項目も同得点の場合は抽選となります。

- ・身体障がい、または精神障がい、知的障がいがあり手帳等で確認できる者及びその世帯である。
- ・同居する18歳未満の子が複数いる世帯であること（ひとり親家庭は1名以上）。
- ・老朽化等により保安上危険、若しくは設備が整っていない住宅に1年以上居住している者及びその世帯。
- ・国からの通知、指導等により市が特別の事由があると認めた者及びその世帯。

2 一般入居住宅における抽選優遇制度

一般入居住宅の募集においては、福引抽選機を使用した抽選により入居候補者を決定します。

- (1) 内容 入居者又は同居者が次に該当する世帯については、申込みの際に証明書や手帳等を提示していただければ、該当する項目数に応じ抽選に際して複数の抽選球が与えられます。
- (2) 対象者 障がい者世帯（身体障害者手帳の交付を受け、障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの程度のある者、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当し精神障害者福祉手帳等で確認できる者および同程度の知的障害があり療育手帳等で確認できる者）